

## 『新千里北町・新千里南町近隣センター来客用駐車場用地等貸付』における質問書の回答

令和6年10月7日

公益財団法人大阪府都市整備推進センター

○この回答は、令和6年9月20日（金）から令和6年10月3日（木）までの間で受け付けた質問書に対する回答を公表するものです。

○合計6件の質問をいただきました。ありがとうございました。

公益財団法人大阪府都市整備推進センター

『新千里北町・新千里南町近隣センター来客用駐車場用地等貸付』における質問書の回答

令和6年10月7日

No.	質問事項	回答内容
1	駐車場区域外に設置物を置くことは可能でしょうか。 (例：新千里北町近隣センターにて植栽部分に認証カメラやバリカーを設置する等。)	事前に公益財団法人大阪府都市整備推進センター（以下、センターという。）と協議、調整してください。状況を考慮して判断することになります。
2	縁石を車止めとして利用してもよろしいでしょうか。	(No. 1の回答と同じ)
3	新千里北町近隣センターの業務用駐車場の 20. 22. 24 番車室について、軽車両専用とすることは可能でしょうか。後方の高低差の安全性を確保するためバリカーの設置スペースを確保したいと考えております。	原則、現状の車室の規模及び台数を確保することを条件としますが、業務用駐車場に係る諸事項は、新千里北町近隣センター管理組合と協議、調整した上で、覚書等を締結して定めてください。
4	当社から賃料改定の申し入れをすることは可能でしょうか。	申し入れをして頂くことは可能です。この場合、所有財産賃貸借契約書（案）（以下、契約書（案）という。）第7条に基づき、改定の可否を判断します。
5	当社から貸付期間内に解約することは可能でしょうか。また可能な場合、解約金等のペナルティはありますか。	契約書（案）第16条の規定に基づき、センターと協議の結果、やむを得ない事由があると認められる場合は、解約時期等の調整を行うことになります。また解約金の規定はありません。
6	入札書を小封筒に入れ、封をする際に押印は必要でしょうか。	不要です。